

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成21年6月2日

【四半期会計期間】 第38期第1四半期(自平成21年1月21日至平成21年4月20日)

【会社名】 中道リース株式会社

【英訳名】 Nakamichi Leasing Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関 寛

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 中道ビル6階

【電話番号】 札幌011(280)2266

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営主計室室長 有坂 欣明

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 中道ビル6階

【電話番号】 札幌011(280)2266

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営主計室室長 有坂 欣明

【縦覧に供する場所】 中道リース株式会社 東京支社
(東京都港区浜松町1丁目27番14号 サン・キツカワビル)
証券会員制法人 札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第38期 第1四半期 累計(会計)期間	第37期
会計期間		自 平成21年 1月21日 至 平成21年 4月20日	自 平成20年 1月21日 至 平成21年 1月20日
売上高	(千円)	8,020,153	36,364,933
経常利益	(千円)	101,097	224,013
四半期純利益又は 当期純損失()	(千円)	848,470	303,130
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	2,297,430	2,297,430
発行済株式総数 (内、普通株式) (内、A種優先株式)	(千株)	11,330 (8,680) (2,650)	11,330 (8,680) (2,650)
純資産額	(千円)	7,343,945	6,618,554
総資産額	(千円)	93,120,888	96,236,184
1株当たり純資産額	(円)	564.21	467.26
1株当たり四半期純利 益又は当期純損失()	(円)	101.95	45.95
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	37.85	
1株当たり配当額	(円)	普通株式 A種優先株式	普通株式 4.00 A種優先株式 30.00
自己資本比率	(%)	7.9	6.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,153,072	1,303,836
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	22,891	42,162
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,814,335	1,295,980
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	5,732,228	6,370,599
従業員数	(名)	124	122

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 3 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 4 第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年4月20日現在

従業員数(名)	124
---------	-----

(注) 従業員は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【営業取引の状況】

(1) 契約実行高

事業部門の名称		契約実行高(千円)
賃貸事業	ファイナンス・リース	1,605,005
	オペレーティング・リース	
	賃貸事業計	1,605,005
不動産事業		
割賦販売事業		947,230
営業貸付事業		110,263
合計		2,662,498

(注) 1 オペレーティング・リースは、賃貸物件の取得価額を記載しております。なお、再リース取引の実行額は含んでおりません。

2 賃貸事業においては、当第1四半期会計期間に取得した賃貸用資産の購入金額、割賦販売事業については、実行時の割賦債権から割賦未実現利益を控除した額を表示しております。

(2) 営業資産残高

事業部門の名称		当第1四半期会計期間末	
		期末残高(千円)	構成比(%)
賃貸事業	ファイナンス・リース	46,148,245	56.9
	オペレーティング・リース	404,802	0.5
	賃貸事業計	46,553,046	57.4
不動産事業		10,786,422	13.3
割賦販売事業		20,607,771	25.4
営業貸付事業		3,167,890	3.9
合計		81,115,129	100.0

(注) 割賦販売事業については、割賦債権から割賦未実現利益を控除した額を表示しております。

(3) 営業実績

事業部門の名称		売上高 (千円)	売上原価 (千円)	差引利益 (千円)	資金原価 (千円)	売上総利益 (千円)
貸貸事業	ファイナンス・リース	4,454,893				
	オペレーティング・リース	209,005				
	貸貸事業計	4,663,898	4,124,473	539,424		
不動産事業		630,236	428,419	201,818		
割賦販売事業		2,627,360	2,383,641	243,719		
営業貸付事業		37,601		37,601		
その他		61,058	8,545	52,513		
合計		8,020,153	6,945,079	1,075,075	400,204	674,871

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当社は、当第1四半期会計期間より、「リース取引に関する会計基準」（新リース会計基準）を適用しております。

営業面では、昨秋以来の急速な景気後退局面が企業経営にもたらす負の影響を重大に受け止め、動産担保効果が見込めるリース・割賦分野をメインに信用コストの抑制に努めてまいりましたが、企業における設備投資意欲の減退、特に当社主力業界である運送業界の不振も相まって受注高を大きく引下げる要因となりました。結果として当第1四半期会計期間の新規受注高は、2,585百万円（前年同四半期対比25.5%）となりました。

収入面では、当第1四半期の売上高は、8,020百万円、営業利益は101百万円、経常利益は101百万円となりましたが、新リース会計基準への移行に伴う影響額1,334百万円を特別利益として計上したこともあり、848百万円の四半期純利益となりました。

なお、当期より「営業資産保全対策室」を新設し、優良資産の確保とともに不良債権発生防止や事故債権の早期回収に向けて多角的に取り組んでまいります。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前期末比3,115百万円減少して93,121百万円となりました。

新リース会計基準の適用に伴い、流動資産においては「リース債権及びリース投資資産」科目の新設により前期末比大幅に増加いたしました。反面固定資産においてはリース資産に同程度の減少が生じました。

純資産合計は、7,344百万円となりました。これは、主として新リース会計基準への移行に伴う影響額が特別利益に計上されたことにより、利益剰余金が736百万円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前期末比638百万円減少し5,732百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少額が2,701百万円等の減少に対し、税引前四半期純利益が1,437百万円、割賦債権の減少額が2,124百万円、リース債権及びリース投資資産の減少が2,561百万円等の増加により3,153百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の差引増加額38百万円等により23百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の差引減少額3,223百万円、債権流動化の返済による支出が646百万円等の減少により3,814百万円の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【賃貸資産】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることとなったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

このため、従来設備投資等に含めておりました所有権移転外ファイナンス・リース資産について、設備投資等から除外しております。

(1) 設備投資等の概要

当社における当第1四半期会計期間の賃貸資産設備投資(無形固定資産を含む)で、重要なものはありません(ファイナンス・リース取引終了後の再リース契約の締結によるリース投資資産から振替えた資産を除く)。

また、賃貸取引の終了等により売却・除却した資産(改正後のリース会計基準の適用により計上されないこととなった所有権移転外ファイナンス・リース資産の減少額は除く)で、重要なものはありません。

(2) 主要な設備の状況

当社における賃貸資産の内訳は、次のとおりであります。

区分		帳簿価額(千円)
賃貸事業	オペレーティング・リース	404,802
	賃貸事業計	404,802
不動産事業		10,786,422
合計		11,191,223

(3) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった賃貸資産の設備投資について、重要な変更並びに重要な設備投資計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な賃貸資産の設備投資、除却等はありません。なお、取引先の意向に基づいて賃貸契約が終了したリース資産につきましては随時除却を行っております。

2 【自社用資産】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
A種優先株式	3,000,000
計	30,000,000

(注) 「普通株式または優先株式につき償却があった場合でも、これに相当する株式数は減じない。」旨を定款に定めております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年4月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月2日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,679,800	8,679,800	札幌証券取引所	単元株式数 1,000株 (注1)
A種優先株式	2,650,000	2,650,000		単元株式数 1,000株 (注2、3)
計	11,329,800	11,329,800		

(注) 1 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき30円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。

前記のほか、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては残余財産の分配は行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年5月1日から5月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「期末償還請求期間」という。)または11月1日から11月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。)において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求(以下「償還請求」という。)をすることができる。当社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の取得および対価である金銭の交付(以下「償還」という。)の手続を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行しているA種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各A種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1株につき1,000円とする。

(4) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年6月1日から6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「期末強制償還期間」という。)内または12月1日から12月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。)内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得(以下「強制償還」という。)することができる。なお、一部のA種優先株式についてのみ強制償還をするときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。

(5) 議決権

A種優先株主は、当会社株主総会における議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、A種優先株主に対し、募集割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権(転換予約権)

A種優先株主は、以下に定める転換(以下において定義される。)を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、当社の普通株式を対価として、その有するA種優先株式の取得(以下「転換」という。)を請求することができる(以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。)

転換を請求し得べき期間

平成26年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年2月1日から4月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで及び8月1日から10月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで(それぞれ、以下「転換請求期間」という。)

転換の条件

A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式への転換を請求することができる。

イ. 当初転換価額

最初の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価とする。なお、上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

ロ．転換価額の修正

転換価額は、最初の転換請求期間経過後の各転換請求期間において、A種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)以降次回の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日までの間、当該修正後の価額に修正される。但し、算出された価額が当初転換価額の70%相当額(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、算出された価額が当初転換価額の130%相当額(以下「上限転換価額」という。)を上回るときは、修正後の転換価額は上限転換価額とする。転換価額が転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日までに、下記八．により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当会社の普通株式が転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立って札幌証券取引所において上場廃止された場合には、当会社の普通株式の上場廃止の日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

ハ．転換価額の調整

A．A種優先株式の発行後、次のaないしcのいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- a．転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る払込金額または処分価額をもって、普通株式を発行または当会社が有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(但し、株式分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読替える。
- b．株式分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。
- c．転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式の新株予約権または普通株式への転換予約権を行使できる有価証券を発行または処分する場合、調整後の転換価額は、当該新株予約権または転換予約権を行使できる有価証券の発行日もしくは処分の日、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行または処分された新株予約権または有価証券上の転換予約権が全額行使されたものとみなし、その発行日もしくは処分の日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の翌日以降これを適用する。

B．上記A．aないしcに掲げる場合のほか、合併または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当会社の取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

C．転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

- D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日(但し、株式分割を行うための当会社の取締役会において株主割当日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日)、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該新規発行分は含まれない。)とする。
- E. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。
- F. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

二. 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換のために提出したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

(8) 普通株式を対価とする取得条項(強制転換)

当会社は、平成28年1月20日までに償還(本項において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。)されずかつ普通株式に転換されなかったA種優先株式を、その翌日(以下「A種優先株式強制転換基準日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する(本項において、「強制転換」という。)。平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額がA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までに前項に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

(9) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

3 A種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月21日～ 平成21年4月20日		11,329,800		2,297,430		2,137,430

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年4月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 2,650,000		「1 株式等の状況」「(1)株式の総数等」「発行済株式」の「内容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 360,000		(注1、2)
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,223,000	8,223	(注1)
単元未満株式	普通株式 96,800		(注1、3)
発行済株式総数	11,329,800		
総株主の議決権		8,223	

(注) 1 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 当社所有の自己株式であります。

3 当社所有の自己株式が283株含まれております。証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。

【自己株式等】

平成21年4月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 中道リース株式会社	北海道札幌市中央区北1 条東3丁目3番地	360,000		360,000	3.18
計		360,000		360,000	3.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 2月	3月	4月
最高(円)	100	70	63
最低(円)	50	42	45

(注) 株価は、札幌証券取引所における普通株式に係るものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間(平成21年1月21日から平成21年4月20日まで)に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年4月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年1月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,108,228	6,802,599
受取手形	58,326	302,990
割賦債権	22,046,713	24,384,816
リース債権及びリース投資資産	46,148,245	-
営業貸付金	2,909,938	3,112,004
その他の営業貸付債権	257,952	272,847
賃貸料等未収入金	410,165	2,546,736
その他	804,868	565,683
貸倒引当金	681,520	272,915
流動資産合計	78,062,915	37,714,760
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産	11,186,934	52,997,564
社用資産	101,100	101,786
有形固定資産合計	11,288,034	53,099,350
無形固定資産	130,383	1,329,233
投資その他の資産		
その他	3,880,273	4,386,252
貸倒引当金	327,341	388,046
投資その他の資産合計	3,552,932	3,998,205
固定資産合計	14,971,349	58,426,788
繰延資産	86,625	94,635
資産合計	93,120,888	96,236,184
負債の部		
流動負債		
支払手形	707,283	2,037,762
買掛金	801,413	2,171,924
短期借入金	7,920,000	7,270,000
1年内返済予定の長期借入金	19,760,340	20,315,473
1年内償還予定の社債	2,265,000	2,265,000
1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	762,884	974,973
未払法人税等	7,812	6,690
割賦未実現利益	1,438,942	1,608,246
賞与引当金	36,852	-
その他	2,036,326	1,488,900
流動負債合計	35,736,851	38,138,968

	当第1四半期会計期間末 (平成21年4月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年1月20日)
固定負債		
社債	4,612,500	5,095,000
長期借入金	34,375,116	37,042,871
債権流動化に伴う長期支払債務	1,460,184	1,894,033
受取保証金	7,005,621	7,082,040
その他	2,586,671	364,718
固定負債合計	50,040,092	51,478,662
負債合計	85,776,943	89,617,630
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,297,430	2,297,430
資本剰余金	2,137,430	2,137,430
利益剰余金	3,038,937	2,303,259
自己株式	116,092	115,876
株主資本合計	7,357,704	6,622,243
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,504	21,423
繰延ヘッジ損益	23,264	25,113
評価・換算差額等合計	13,759	3,690
純資産合計	7,343,945	6,618,554
負債純資産合計	93,120,888	96,236,184

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年1月21日 至平成21年4月20日)
売上高	8,020,153
売上原価	7,345,282
売上総利益	674,871
販売費及び一般管理費	574,155
営業利益	100,716
営業外収益	
受取利息	90
匿名組合投資利益	4,796
その他	273
営業外収益合計	5,159
営業外費用	
支払利息	4,737
その他	40
営業外費用合計	4,777
経常利益	101,097
特別利益	
リース会計基準の適用に伴う影響額	1,334,339
その他	3,232
特別利益合計	1,337,571
特別損失	
ゴルフ会員権評価損	1,600
特別損失合計	1,600
税引前四半期純利益	1,437,068
法人税、住民税及び事業税	4,599
法人税等調整額	583,999
法人税等合計	588,599
四半期純利益	848,470

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年1月21日 至平成21年4月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	1,437,068
賃貸資産減価償却費	250,039
社用資産減価償却費	11,221
賃貸資産処分損益（は益）	30,269
貸倒引当金の増減額（は減少）	41,192
賞与引当金の増減額（は減少）	36,852
投資有価証券売却損益（は益）	3,102
受取利息及び受取配当金	90
資金原価及び支払利息	404,941
リース会計基準の適用に伴う影響額	1,334,339
リース債務の増減額（は減少）	204,495
割賦債権の増減額（は増加）	2,123,520
リース債権及びリース投資資産の増減額（は増加）	2,561,065
営業貸付金の増減額（は増加）	175,483
賃貸資産の売却による収入	35,270
預り敷金及び保証金の増減額（は減少）	76,419
仕入債務の増減額（は減少）	2,700,990
その他	773,256
小計	3,500,203
利息及び配当金の受取額	1,566
利息の支払額	340,752
法人税等の支払額	7,944
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,153,072
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	35,213
投資有価証券の売却による収入	17,622
出資金の分配による収入	4,886
定期預金の預入による支出	190,000
定期預金の払戻による収入	228,000
その他	2,404
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,891

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
 (自平成21年1月21日
 至平成21年4月20日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	650,000
長期借入れによる収入	1,688,420
長期借入金の返済による支出	4,911,309
債権流動化の返済による支出	645,937
社債の償還による支出	482,500
自己株式の取得による支出	216
配当金の支払額	112,792
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,814,335
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	638,371
現金及び現金同等物の期首残高	6,370,599
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,732,228

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間(自平成21年1月21日 至 平成21年4月20日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月21日 至 平成21年4月20日)	
1 会計処理の原則及び手続の変更	
(1) リース取引に関する会計基準等の適用	
	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることとなったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益及び経常利益は12,385千円それぞれ増加し、税引前四半期純利益は1,346,724千円増加しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月21日 至 平成21年4月20日)	
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	
	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期累計期間(自平成21年1月21日 至 平成21年4月20日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年4月20日)	前事業年度末 (平成21年1月20日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
賃貸資産の減価償却累計額 3,851,726千円	賃貸資産の減価償却累計額 59,946,440千円
社用資産の減価償却累計額 43,524千円	社用資産の減価償却累計額 42,839千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月21日 至平成21年4月20日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの
貸倒引当金繰入額 173,979千円
役員報酬 21,241千円
従業員給与及び賞与 127,996千円
賞与引当金繰入額 36,852千円
福利厚生費 29,176千円
退職給付費用 8,540千円
租税公課 10,325千円
事務費 15,776千円
賃借料 39,322千円
減価償却費 7,143千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月21日 至平成21年4月20日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 6,108,228千円
預入期間が3か月超の定期預金 376,000千円
現金及び現金同等物 5,732,228千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計(累計)期間(自平成21年1月21日 至 平成21年4月20日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	8,679,800
A種優先株式(株)	2,650,000
合計	11,329,800

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	360,283

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年4月3日 定時株主総会	普通株式	33,292	4.00	平成21年1月20日	平成21年4月6日	利益剰余金
平成21年4月3日 定時株主総会	A種優先株式	79,500	30.00	平成21年1月20日	平成21年4月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期会計期間末の契約額等は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年4月20日)		前事業年度末 (平成21年1月20日)	
1株当たり純資産額	564.21円	1株当たり純資産額	467.26円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月21日 至平成21年4月20日)	
1株当たり四半期純利益	101.95円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	37.85円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期累計期間 (自平成21年1月21日 至平成21年4月20日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	848,470
普通株式に係る四半期純利益(千円)	848,470
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	8,322,220
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円) 内訳：A種優先株式配当金	
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)	14,095,744
普通株式増加数(株)	14,095,744
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前事業年度末から重要な変動がある 場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年6月2日

中道リース株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐野 裕 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺嶋 典 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中道リース株式会社の平成21年1月21日から平成22年1月20日までの第38期事業年度の第1四半期累計期間(平成21年1月21日から平成21年4月20日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、中道リース株式会社の平成21年4月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。